

成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託「変更」 審判事件

【申立費用】

- 収入印紙 800円
- 郵便切手 220円（110円×2枚）

（郵便切手の加算が必要な場合）

- ①郵便物等の回送を受けている成年後見人以外の者による申立ての場合

→1220円を加算

内訳 500円×2枚

110円×2枚

- ②成年後見人が複数選任されている場合

→成年後見人が1人増えるごとに1220円（内訳は①と同じ）を加算

- ③嘱託先が複数の場合

→嘱託先が1増えるごとに110円を加算

【添付資料】

- 成年被後見人又は成年後見人の住所変更に伴う申立ての場合

→住民票写し（マイナンバーの記載のないもの）

※事務所変更の場合は、事務所変更に関する上申書を提出してください。

- 成年被後見人の施設入所等により、嘱託の対象（回送元）を当該居所に変更（又は追加）を求める場合

→施設入所契約書等の写し

- 成年被後見人の変更後の住所等に係る嘱託先が新たな集配郵便局等であるとき

- 成年被後見人の住所等を嘱託の対象（回送元）として追加を求める場合で、追加する住所等に係る嘱託先が新たな集配郵便局等であるとき

→申立書記載の嘱託先（郵便局等）が管轄集配郵便局等であることの資料

（郵便局等のホームページの写し等）

【注】成年被後見人の住所（居所）の最寄りの郵便局が集配を取り扱っているとは限りません。申立てに当たっては、最寄りの郵便局で事前に確認してください。

- 同意書

- ①成年後見監督人が選任されている場合

→本件申立てをすることについての成年後見監督人の同意書

②身上保護に関する権限のみを有する成年後見人が申し立てる場合

→本件申立てをすることについての財産管理権を有する成年後見人（以下「財産管理後見人」という。）の同意書

③複数の財産管理後見人の1人が申し立てる場合

→本件申立てをすることについての他の財産管理後見人の同意書

④申立人以外の他の成年後見人に回送先を変更する場合（成年後見人の交代）

→本件申立てをすることについての交代後の成年後見人の同意書

○このほか、申立後に、追加書類の提出をお願いすることがあります。

【注意！】

成年被後見人が、回送嘱託期間中に死亡した場合は、後見人において速やかに信書送達事業者（集配郵便局等）に届け出て郵便物等の回送を中止する必要があります。